

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 3 運用型信託会社 3－3 経営管理の評価に関する留意事項 (1) [略] (2) 主な着眼点 信託会社¹の経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、信託業法は、信託業務の公共性に鑑み、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、信託業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、信託業務の常務に従事する取締役には、その資質について高いものが求められている。 信託会社の経営管理態勢の機能が適切に発揮されているかどうかを検証するに当たっては、例えば以下の着眼点に留意するものとする。なお、信託会社の求められる態勢は、当該信託会社が行う信	【本編】 3 運用型信託会社 3－3 経営管理の評価に関する留意事項 (1) [略] (2) 主な着眼点 信託会社¹に経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、信託業法は、信託業務の公共性に鑑み、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、信託業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、信託業務の常務に従事する取締役には、その資質について高いものが求められている。 信託会社の経営管理態勢の機能が適切に発揮されているかどうかを検証するに当たっては、例えば以下の着眼点に留意するものとする。なお、信託会社の求められる態勢は、当該信託会社が行う信

改正後	現行
託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 (注) [略] ① [略] ② 取締役及び取締役会 イ. ～フ. [略] カ. 信託会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第5条第1項第3号に規定する「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」等として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ○ 信託業務を的確に遂行できる知識及び経験 [略] ○ 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑	託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。 (注) [略] ① [略] ② 取締役及び取締役会 イ. ～フ. [略] カ. 信託会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第5条第1項第3号に規定する「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」等として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 ○ 信託業務を的確に遂行できる知識及び経験 [略] ○ 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を

改正後	現行
を含む。) に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] ③～⑤ [略]	含む。) に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] ③～⑤ [略]